

神戸市中央卸売市場本場 関連中央棟飲食店舗及び物販店舗空き区画使用者募集要項

以下の要件で、関連中央棟飲食店舗及び物販店舗の空き区画の使用者を募集します。

1. 募集場所 神戸市中央卸売市場本場（神戸市兵庫区中之島1丁目1番4号）
2. 募集区画 以下の区画（場所は別紙図面の黄色の箇所）

No.	区画 (募集区画)	面積	施設使用料 (月額)	入居の条件
①	空区画 (関連中央棟1階物販店舗)	20㎡	42,200円	物販営業
②	空区画 (関連中央棟2階飲食店舗)	31㎡	65,410円	飲食営業

- ①、②共通：原則として、市場の開市日は営業すること。
- ②（飲食店舗のみ）：営業時間は朝3時から22時までの範囲とすること。
- ②（飲食店舗のみ）：飲食店舗利用者向けの共用駐車場（7台）があります。

3. 募集対象事業者

令和5年1月1日現在、本場における以下の事業者を対象とする。

- ① 関連事業者（神戸市中央卸売市場業務条例（令和2年4月神戸市条例第1号）（以下、「条例」という。）第32条第1項の規定により市長の許可を受けたもの）

なお、関連事業者であっても、神戸市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年5月神戸市規則第14号）第24条の規定により許可を受けた業種と異なる業種で施設を使用する場合は、当該業種ですみやかに関連事業の許可を受けようとする意思のあるもの。

- ② ①にかかわらず、仲卸業者（条例第22条第1項の規定により市長の許可を受けたもの）あるいは卸売業者（条例第9条第1項の規定により市長の許可を受けたもの）であって、募集の結果使用者に選定された場合、すみやかに関連事業の許可を受けようとする意思があるもの。

- ③ ①・②にかかわらず、募集の結果使用者に選定された場合、すみやかに関連事業の許可を受けようとする意思があるもの。

なお、新規に関連事業の許可を受ける場合は、「9. 関連事業の許可」を参照して下さい。

4. 募集期間 令和5年1月20日（金）～ 1月27日（金）※土・日曜を除く
受付時間は上記期間の9時から17時まで

5. 申請方法

- ① 募集期間内に所定の申込様式を本場管理係の窓口に提出する。

所定の申込様式はEメールでの請求可。

- ② 申込書には、日付、業務許可の種別、事業者名、代表者名、遵守事項に対する誓約を記入する。
- ③ 募集区画内を見学したい方は、事前に管理係に連絡のうえ見学日時を予約すること。

6. 事業者の決定方法

① 募集期間内に1事業者しか申請がなかった場合
当該事業者を新しい使用者と決定する。

② 複数の事業者から申請があった場合

1月31日（火）13時から関連中央棟4階小会議室において、事業者による抽選を行い、新しい使用者を決定する。

※決定した使用者は、市場施設指定申請書（関連事業の許可を得ていないものは関連事業の許可申請書も）を本市に提出するものとする。なお、正当な理由なしに2月14日（火）までに申請書を提出しない場合、申請をキャンセルしたものとみなし、次順位以降の申請者を新しい使用者と決定する。

③ 募集期間中に申請がなかった場合

募集期間終了後、1月30日（月）から随時先着順による申請を受け付ける。

7. 前使用者の残置物についての確認事項

- ① 対象施設には、前使用者が残置した設備、備品、物品等があるが、これらはすべて新しい使用者に帰属するものとし、神戸市はそれらの更新、補修、処分の義務を負わない。
- ② なお、新しい使用者が対象施設から退去する場合、前使用者が残置した設備、備品、物品等を撤去しなければならない。

8. その他留意事項

- ① 施設で使用する電気は、本市が供給する電気を使用すること。水道、ガスは使用者が供給者に利用を申し込むこと。
- ② 施設の使用条件を指定した日から施設使用料が発生する（月の途中の場合は日割計算）。施設使用料は、使用月の毎月25日までに納付すること。なお、電気料金は、使用月の翌月に施設使用料とあわせて納付すること。
- ③ 施設の模様替えは、施設の使用条件を指定した日以後、別途、模様替申請の許可を受けた後に可能である。
- ④ 施設の使用開始までに保証金（施設使用料の月額金額の3倍）を納付すること。
- ⑤ 本市で指定する設備容量や内装制限を遵守すること。

9. 関連事業の許可

(1) 申請の要件

関連事業の許可を申請する場合、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 条例第32条第3項（※1）に該当しないこと。
- ② 神戸市条例その他関連法令を遵守できること。
- ③ 施設を使用するにあたって、施設指定の条件を遵守できること。
- ④ 国税、地方税及び神戸市中央卸売市場に関する施設使用料・償還金の滞納がないも

の。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員または代表者としてもしくは実質的に経営に関与している法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものなど、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当するものではないこと。

（※1）条例第32条第3項

市長は、前項の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。ただし、市場の利用者に便益を提供する業務にあつては第4号に該当する場合を除き、許可することができる。

- （1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- （2）禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- （3）第34条又は第61条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- （4）申請に係る業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- （5）法人である場合、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号までの各号のいずれかに該当する者があるとき。

（2）申請時に提出する書類

- ① 関連事業者業務許可申請書
- ② 事業計画書
対象となる施設を利用して営業を行うにあたっての基本的な考え方など「事業計画書」としてまとめたもの
- ③ 誓約書
- ④ 事業収支見込（営業開始日後2年間）
- ⑤ その他

（※日付のあるものは全て提出日の3か月以内のもの、コピー不可）

【法人の場合】

- ア 定款または規約
- イ 登記事項証明書
- ウ 代表者の印鑑証明書
- エ 業務を執行する役員の身分証明書等（本籍地の属する市区町村長の発行するもの）
- オ 業務を執行する役員の履歴書と写真
- カ 法人の市税等の納税証明書
- キ 株主または出資者名簿
- ク 直近2年間の貸借対照表及び損益計算書
- ケ 法人にかかる金融機関発行の直近の預金残高証明書

【個人の場合】

- ア 申請者の印鑑証明書

- イ 申請者の住民票の写し
- ウ 申請者の市税等の納税証明書
- エ 本籍地の属する市区町村長の発行する申請者の身分証明書等
- オ 申請者の履歴書と写真
- カ 資産及び負債に関する書類（資産調書）
- キ 直近2年間の営業報告書
- ク 金融機関発行の直近の預金残高証明書

※1 その他必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

※2 申請書、誓約書等押印が必要な書類は、印鑑証明書の印と同じ印で押印してください。

(注) 提出された書類は、いかなる理由があっても返却しません。

(問い合わせ先)

神戸市兵庫区中之島1-1-4
関連中央棟4階 神戸市管理係

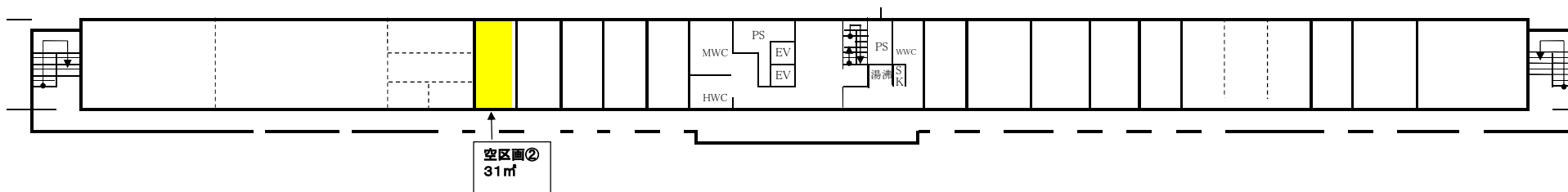
電 話 (078) 672-8152

F A X (078) 651-8518

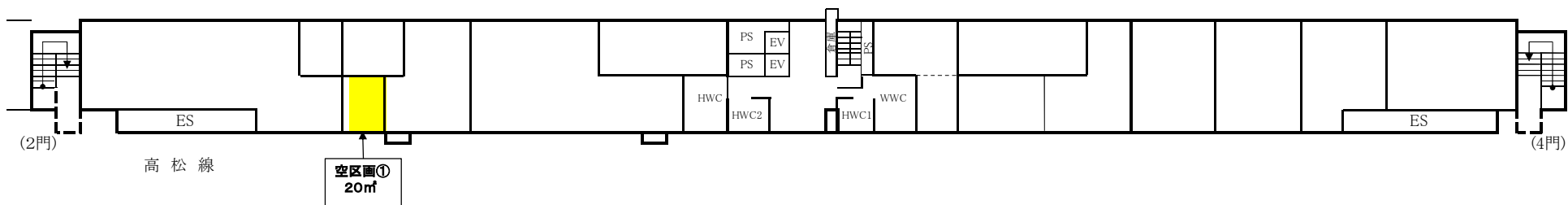
Eメール honjo@office.city.kobe.lg.jp

関連中央棟

2 階



1 階



申込日：令和 年 月 日

神戸市中央卸売市場本場長 あて

場内施設の使用申込書

住所・所在地

氏名・社名

(名称・代表者)

(連絡先 Tel :

Fax :

)

以下の区画の使用を希望します。応募にあたっては、裏面に記載された「前使用者の残置物についての確認事項」「その他留意事項」を遵守します。使用にあたっては、手続の際に交付される指定の条件を遵守し、清潔かつ有効に使用いたします。

区 画 名	面積
関連中央棟 1 階物販店舗空区画 (15C132)	20 m ²

[用途等]

関連中央棟 1 階物販店舗 空区画

(用 途) 物販営業

(内 容)

事務局記載欄 (応募者は記入しないでください)

受 付 欄	(受付印)	(受付番号) No.
-------	-------	---------------

(裏面に続く)

1. 前使用者の残置物についての確認事項

- ① 対象施設には、前使用者が残置した設備、備品、物品等があるが、これらはすべて新しい使用者に帰属するものとし、神戸市はそれらの更新、補修、処分の義務を負わない。
- ② なお、新しい使用者が対象施設から退去する場合、前使用者が残置した設備、備品、物品等を撤去しなければならない。

2. その他留意事項

- ① 施設の使用に際し、必要な関連事業の許可を受けていない場合は、すみやかに許可を受ける意思があること。
- ② 施設で使用する電気は、本市が供給する電気を使用すること。水道、ガスは使用者が供給者に利用を申し込むこと。
- ③ 施設の使用条件を指定した日から施設使用料が発生する（月の途中の場合は日割計算）。施設使用料は、使用月の毎月 25 日までに納付すること。なお、電気料金は、使用月の翌月に施設使用料とあわせて納付すること。
- ④ 施設の模様替えは、施設の使用条件を指定した日以後、別途、模様替申請の許可を受けた後に可能である。
- ⑤ 施設の使用開始までに保証金（施設使用料の月額金額の 3 倍）を納付すること。
- ⑥ 本市で指定する設備容量や内装制限を遵守すること。

上記、「1. 前使用者の残置物についての確認事項」及び「2. その他留意事項」を遵守します。

(署名) _____

申込日：令和 年 月 日

神戸市中央卸売市場本場長 あて

場内施設の使用申込書

住所・所在地

氏名・社名

(名称・代表者)

(連絡先 Tel :

Fax :

)

以下の区画の使用を希望します。応募にあたっては、裏面に記載された「前使用者の残置物についての確認事項」「その他留意事項」を遵守します。使用にあたっては、手続の際に交付される指定の条件を遵守し、清潔かつ有効に使用いたします。

区 画 名	面積
関連中央棟 2 階飲食店舗空区画 (15C202)	31 m ²

[用途等]

関連中央棟 2 階飲食店舗 空区画

(用 途) 飲食営業

(内 容) _____

事務局記載欄 (応募者は記入しないでください)

受 付 欄	(受付印)	(受付番号) No.
-------	-------	---------------

(裏面に続く)

1. 前使用者の残置物についての確認事項

- ① 対象施設には、前使用者が残置した設備、備品、物品等があるが、これらはすべて新しい使用者に帰属するものとし、神戸市はそれらの更新、補修、処分の義務を負わない。
- ② なお、新しい使用者が対象施設から退去する場合、前使用者が残置した設備、備品、物品等を撤去しなければならない。

2. その他留意事項

- ① 施設の使用に際し、必要な関連事業の許可を受けていない場合は、すみやかに許可を受ける意思があること。
- ② 施設で使用する電気は、本市が供給する電気を使用すること。水道、ガスは使用者が供給者に利用を申し込むこと。
- ③ 施設の使用条件を指定した日から施設使用料が発生する（月の途中の場合は日割計算）。施設使用料は、使用月の毎月 25 日までに納付すること。なお、電気料金は、使用月の翌月に施設使用料とあわせて納付すること。
- ④ 施設の模様替えは、施設の使用条件を指定した日以後、別途、模様替申請の許可を受けた後に可能である。
- ⑤ 施設の使用開始までに保証金（施設使用料の月額金額の 3 倍）を納付すること。
- ⑥ 本市で指定する設備容量や内装制限を遵守すること。

上記、「1. 前使用者の残置物についての確認事項」及び「2. その他留意事項」を遵守します。

(署名) _____